

## 別表六（三十一）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り。）に記載します。
- 2 「前事業年度又は前連結事業年度 6」の月数が 6 月に満たない場合（その月数が適用年度（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たない場合に限り。）には、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 18 項第 2 号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）又は令和 2 年 6 月改正令附則第 45 条の 2 第 3 項第 2 号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 3 号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、その給与等に充てるため他の者（措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項第 2 号に規定する他の者をいいます。）から支払を受ける金額又は措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 6 号イに規定する雇用安定助成金額を「7」から「9」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、  
「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(6)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$  10」中「(6)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 11」中「 $(7)-(8)+(9)$ 」とあるのは「 $((7)+(7 \text{ の外書}))-(8)+(8 \text{ の外書})+(9)+(9 \text{ の外書})$ 」と、「調整比較雇用者給与等支給額 12」中「 $(7)-(8)$ 」とあるのは「 $((7)+(7 \text{ の外書})-(8)+(8 \text{ の外書}))$ 」として計算します。
- 3 措置法令第 27 条の 12 の 5 第 19 項又は第 20 項の規定によりみなされた同条第 12 項又は第 14 項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「比較雇用者給与等支給額 11」には、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 10 号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。
  - (2) 「調整比較雇用者給与等支給額 12」には、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 21 項（第 2 号に係る部分に限り。）の規定により計算した措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 6 号ロに掲げる金額を記載します。
- 4 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、これらの欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
  - (1) その適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等 13」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合  
「13」から「19」までの「前一年事業年度特定期間等③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等 13」の「前事業年度等②」の月数とその適用年度の月数に満たない場合  
「14」から「19」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等 13」の「前事業年度等②」の月数とその適用年度の月数を超える場合  
「13」から「19」までの「前一年事業年度特定期間等③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 19」の「前事業年度等②」には「差引 17」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第 27 条の 12 の 5

第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。

- 5 「継続雇用者に対する給与等の支給額 14」は、損金の額に算入される措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給

額を記載します。

- 6 「教育訓練費の額 21」は、措置法令第27条の12の5第12項に規定する教育訓練費の額を記載します。